

堺市監査委員公表第 37 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 7 年 12 月 22 日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	大 林	健	二
同	原	繭	子
同	澤	由	美

# 監査結果報告

## 第1 監査の種類

定期監査及び行政監査

## 第2 監査の対象

健康福祉局

(生活福祉部、長寿社会部、障害福祉部、健康部、保健所)

## 第3 監査の対象期間

令和7年度(令和7年4月1日～令和7年7月31日)

ただし、必要に応じて令和6年度以前を含む。

## 第4 監査の実施期間

令和7年8月1日～令和7年12月22日

## 第5 監査の項目及び結果

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

### 1 健康部 衛生研究所

#### (1) 公衆衛生手数料(衛生研究所検査手数料)について

堺市衛生研究所条例に基づき、衛生研究所検査手数料を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### 2 保健所 保健医療薬務課

#### (1) 環境衛生手数料(薬事関係許可申請手数料)について

堺市手数料条例に基づき、薬事関係許可申請手数料を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

#### (2) 保健所手数料(病院開設許可申請等手数料)について

堺市手数料条例に基づき、病院開設許可申請等手数料を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はな

かった。

### 3 保健所 生活衛生課

#### (1) 環境衛生手数料（理美容所検査手数料）について

堺市理容師法施行条例及び堺市美容師法施行条例に基づき、理美容所検査手数料を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### 4 局共通項目

#### (1) 公有財産（土地・建物）の管理について

公有財産（土地・建物）の管理について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

##### ア 貸付料の請求

美原総合福祉会館において、喫茶コーナー設置のための公有財産賃貸借契約を締結している。また、北老人福祉センター及び東老人福祉センターにおいて、自動販売機設置のための公有財産賃貸借契約を締結している。本来は契約締結後、契約書記載の条項に基づき貸付料を納付することとなるが、いずれも契約締結前に貸付料を納付させていた。

（長寿社会部 長寿支援課）

##### イ 公有財産賃貸借契約の事務手続

元堺老人福祉センター跡地において、福祉事業の実施及び臨時駐車場設置のための公有財産賃貸借契約を締結している。堺市財産規則では、普通財産を貸し付ける場合、賃借人は使用を開始する日前に貸付料を全額納めなければならないとされているが、市の事務手続の遅れにより、使用開始日以降の日に貸付料を納付させていた。

（長寿社会部 長寿支援課）

##### ウ 公有財産の管理

堺市中区辻之 2055 の土地において、市は健康増進のための運動広場として使用することを目的とした公有財産使用貸借契約を行い、当該土地を貸し付けている。

令和 7 年 9 月 10 日に現地調査を行ったところ、契約書に記載のない工作物が 2 件建てられていた。貸し付ける土地に工作物を建てる場合は土地の現状を変更することとなり、契約書では、借受人は市の承認を得なければならないとされているが、市は工作物の存在を認識していたに

もかかわらず、借受人に対して承認申請手続をさせていなかった。

(健康部 健康医療政策課)

(2) 委託料について

委託料に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 補助金について

補助金に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(4) 現金等の管理について

現金等の管理について、以下のとおり指摘すべき事項等があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 切手等受払簿の整理

切手等受払簿の整理において、以下のものがあった。

(ア) 切手等受払簿の月締め処理時に記録管理を行う際は、物品取扱員が物品管理者へ月計報告を行い、物品管理者はその内容を確認し、切手等受払簿に確認した旨の押印又は自署をすることとされている。しかし、4月から6月に使用している切手等受払簿において、月締め処理時に物品管理者の押印又は自署がされていなかった。

(イ) 令和7年9月11日に実地調査を実施し切手等受払簿を確認したところ、レターパックの払出しを行う際に係員及び物品取扱員の押印又は自署がされていないものがあった。また、切手の払出しを行う際に係員の押印又は自署がされていないものがあった。

(以上 健康部 ころの健康センター)

イ 現金出納簿の整理

堺市会計規則では、資金前渡により支払を行う場合、交付された資金の受入れ及び払出しについて現金出納簿により整理することとされている。また、整理した内容を確認した上で前渡資金受領者が確認欄に押印することとされている。食品衛生課では、駐車場使用料として前渡資金の交付を受け、現金出納簿により資金の整理をしているが、前渡資金受領者が押印しなければならないところを前渡資金受領者以外の者が押印している箇所があった。

(保健所 食品衛生課)

[郵便切手の購入について (意見)]

会計室が策定している物品会計事務マニュアルにおいて、切手の購入に際しては、購入を複数回に分けて行うなど、購入後長期間にわたって多量の切手を保管し続けることがないようにすることとされている。動物指導センターでは、令和6年度末に110円切手4,780枚、140円切手1,050枚を購入し、その後、業務に必要な枚数分は使用されているものの、令和7年7月31日現在で110円切手3,753枚、140円切手1,076枚を保管している状況となっていた。

切手は換金性の高い物品であり、現金同様、厳重な管理が求められる。そのため、盗難や紛失等の事故防止の観点からも、年度内の必要数量を精査し、多量に保管し続けることがないように計画的に購入されたい。

(保健所 動物指導センター)